平成２４年（フ）第８２号
岐阜県高山市国府町三日町26番地１
債務者　稲田ケミカこと　イナダケミカ
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
兵庫県明石市大久保町江井島245番地の３　マーメイド103号、前住所神戸市西区伊川谷町有瀬804番地の117
債務者　島田　博行
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２２９号
神戸市西区上新地２丁目18番地の21―101号、前住所大阪府箕面市瀬川５丁目３番16号
債務者　水上　真一
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２０８号
広島県福山市新市町大字宮内733番地３
債務者　佐野　敏惠
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第６９９号
北九州市八幡西区本城東１丁目３番25―506号
債務者　橋本　　勇
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８号
宮崎県日南市今町１丁目１番８号
債務者　鳥越　義博
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
鹿児島県大島郡喜界町大字手久津久171番地１
債務者　本中　章夫
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第１３０号
鹿児島県鹿屋市新川町88番地17、前住所鹿児島県鹿屋市西原３丁目10番市６―105号
債務者　加治木孝弘
１　決定年月日時　平成24年10月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
鹿児島県志布志市志布志町志布志２丁目17番21―201号　チャオ天志館、前住所鹿児島県鹿児島市上之園町26番地７　トーカンマンション上之園207号
債務者　前田　秀代
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２０２号
青森市港町１丁目15―13―１大川方、住民票上の住所青森市大字大野字若宮126番地13　コーポ・パステル102号
債務者　酒井奈美子
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
青森県むつ市柳町３丁目13番44号
債務者　川上えみ子
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
青森県弘前市大字城東５丁目７番地６　メゾン・ヤスタ10号
債務者　相馬　　誠
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１３３６５号
兵庫県尼崎市浜田町２丁目76―10
破産者　前田　秀成
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９８７号
東京都渋谷区笹塚２丁目16番12号
破産者　株式会社ワタナベ商事
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５９８８号
東京都渋谷区笹塚１―61―２　シャトレーイン東京・笹塚701号、住民票上の住所東京都世田谷区大原２丁目24―22
破産者　渡邊　定恭
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３２２号
東京都狛江市東和泉３丁目９番６
破産者　株式会社大光
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１００２号
神奈川県川崎市宮前区野川2276―13、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区梶ケ谷1437―５
破産者　高野　和彦
１　決定年月日　平成24年10月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部